

四日市市消防本部訓令第6号

四日市市消防音楽隊規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和5年4月30日

四日市市消防長 人見 実男

四日市市消防音楽隊規程の一部を改正する規程

四日市市消防音楽隊規程（令和4年四日市市消防本部訓令第2号）の一部を次のように改正する。

四日市市消防音楽隊規程（令和4年四日市市消防本部訓令第2号）新旧対照表

改正後	改正前
<p>（活動）</p> <p>第3条 （略）</p> <p>2 隊員の演奏日の参加は次の各号のとおりとする。但し、練習日の参加には支給しないものとする。</p> <p>(1) 交替勤務職員の非番又は公休日での参加は時間外勤務で処理する。また標準勤務職員の週休日での参加は、週休の振替又は時間外勤務として処理する。</p> <p>(2) 団員には、四日市市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例に基づき出動報酬及び費用弁償を支給する。</p> <p>(3) ボランティアには演奏謝礼金として、<u>前号の支給額と同等額を支給する。</u></p>	<p>（活動）</p> <p>第3条 （略）</p> <p>2 隊員の演奏日の参加は次の各号のとおりとする。但し、練習日の参加には支給しないものとする。</p> <p>(1) 交替勤務職員の非番又は公休日での参加は時間外勤務で処理する。また標準勤務職員の週休日での参加は、週休の振替又は時間外勤務として処理する。</p> <p>(2) 団員には、四日市市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例に基づき出動報酬及び費用弁償を支給する。</p> <p>(3) ボランティアには演奏謝礼金を支給する。</p>
<p>附 則</p> <p>この規程は、令和4年7月1日から施行する。</p> <p><u>附 則(令和5年4月30日消防本部訓令第6号)</u></p> <p><u>この規程は、令和5年5月1日から施行する。</u></p>	<p>附 則</p> <p><u>1</u> この規程は、令和4年7月1日から施行する。</p>

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。